

市民の皆さん

ぜひご覧ください!!

11月のテレビ

「市民の広場」(無火災都市ヘスタート他)

11月30日午前7時10分から10分間

O. B. S 大分放送

毎月1日・15日 2回発行

大分市報

第561号

昭和44年

11月15日

発行所
大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
協 村 幸

昭和24年5月23日
第三種郵便物認可

11月26日文化会館で

防火市民総決起大会を開く

市民の皆さんの参加をお願いします

火災の多発期に毎日の生活のなかで火を使うときはそばを離れない。火を使ったときは必ず火を消す。火のついたままストーブを持ち運ばない。燃料を補給するときは必ず火を消してからにする。ストーブでものを焼いたり煮たりしない。夜おやすみになるときは必ず元栓を閉める。ストーブのまわりに燃えやすいものを置かない。火災の原因をみると、その九四パーセントが市民の不注意によるものです。市民一人一人がしっかりと防火意識を身につけることを痛感します。市消防本部では市民に防火思想の徹底をはかるため防火推進協議会を定めました。さらに防火運動を推進するため十一月二十六日午後二時から文化会館大ホールで市民総決起大会を開催することにしました。大会では防火推進運動の重点事業の発表、講演、映画などがあります。市民の皆さん、ご近所おきそいあわせの上多数ご参加ください。

みんなの力で火事のない大分市に

秋の火災予防運動はじまる

11月26日～12月2日

○一般家庭において老人、子供、病弱者などは一階の出入口に近い所に寝る。また病弱者だけをのこして外出しない。といったような安全避難を主とした運動を行なうことになりました。

1. 容器は必ず屋外に設ける。
2. 配管やコック、特にゴム管はガスもれがないか、ときどき石けん水をぬって調べる。
3. コンロは少なくとも一週間に一回は掃除する。
4. ゴム管は一年に一回取り替えることが望ましい。
5. 夜おやすみになるときは必ず元栓を閉める。
6. 常に掃除し油もれがないか調べる。
7. 芯のあげさげや、つまみの調子が悪いときは販売店に見てもらう。
8. ストーブのまわりに燃えやすいものを置かない。

9. 火のついたままストーブを持ち運ばない。
10. 燃料を補給するときは必ず火を消してからにする。
11. ストーブでものを焼いたり煮たりしない。
12. 夜おやすみになるときは、または外出するときなど長時間ストーブのそばを離れるときは必ず火を消す。
13. このついでに衣類などを入れ

あなたの家庭にも消火器を!!

火災は最初の数分間が勝負の別れ目だといわれています。建物火災の場合、出火して四、五分たつときでなければ消火器やバケツの水で消すことができず、消火器は国が責任をもつて品質機械を検査し、一定の規格に合格したものには合格証を貼ります。一定の事業所ではこの消火器を備えつけるよう義務づけられています。一般家庭ではこのような規制はありませんが、やはり国の検査に合格した消火器を備えるようにしたいものです。

戦没者遺族の靖国神社参拝団募集
申し込み期日 11月30日
申し込み先 市社会課
申し込み先 市社会課

新家庭は婚姻届で明るくスタート

代人でも届け出ができます

一組の男女が縁あって結ばれ、新しい生活にはいるとき、結婚式をあげてこれを記念し、多くの人の祝福を受けることは、たいへん意義深いことです。しかし式をあげても、結婚の届け出をしなければ、法律の上では夫婦とはいえません。式の日に行ってもかまいません。日曜日や祭日も、役所は届け書を受けと

第4回 歳末たすけあい興行

12月6日 昼夜2回
大分文化会館
協力券 300円

霊山に展望台や散策道

お寺まで車で行けます



写真＝開けいく霊山林道

0歳児の保育所建設はじまる

十月三十一日、新設保育所の改築工事ははじまりました。この保育所は県内では、はじめての乳幼児の保育所です。収容人員は零歳児十八人、一歳から三歳未満児三十二人、三歳児十八人、四歳以上児三十人、合計九十八人となっています。

寄付のお礼

幸人 大字組 〇吉川三郎大
字政所 〇日高儀人 新川東一
八組 〇小野俊郎 大字下判
〇安部辰男 南王子町 〇日名子ヨシコ 〇一組 〇松本恵盛 大分七組 〇堀岡夫

栄養相談

食品添加物の入っていない食品は少ないと聞いて不安です。今後どのように対処すればよいのでしょうか。

日本人は一日平均七十種類の食品添加物を食べているといわれます。人体にとって好ましくない物質の食品添加物は食品衛生法によって禁止されたり、使用量や使用目的が規制されていますが、二種類以上の有害な添加物が体内に入った場合、その毒性が相乗効果を呈することを知らなければ不安になるのが当然です。

公民館だより

- 中央公民館行事、〇印会場
文化会館、その他中央公民館
11月24日 書道教室C 10時
11月24日 料理教室れんげ組 9時半
11月24日 中央生活学校 13時
11月25日 民謡教室 13時半
11月25日 公民館職員研修会 13時半
11月26日 料理教室つじ組 9時半
11月27日 俳句教室B 10時
11月27日 俳句教室A 13時半
11月28日 中央婦人学級 13時
11月29日 川柳教室A 13時半
11月29日 書道教室A 10時
11月29日 書道教室B 13時半
11月29日 民謡教室 13時半
11月30日 書道教室C 10時
11月30日 中央生活学校 13時
11月30日 中央生活学校 13時
〇坂ノ市公民館行事
料理教室 11月15日 (9時半)
11月22日・12月6日 (各13時)
〇書道教室 11月17・24日 (各9時半)
〇中央公民館行事
24日・12月1日 (各9時半)
〇生花教室 11月18・25日・12月2・9日 (各9時半)
〇短歌教室 11月22日・12月6日 (各14時)
〇詩道教室 11月18・25日・12月2・9日 (各20時)
〇園芸教室 11月22日 (9時)
〇家庭教育級 11月20日 (9時半)、12月4日 (9時)、〇民謡教室 11月19日・12月10日 (各19時半)
〇民謡教室 12月6日 (9時半)
〇行政相談 11月25日 (10時・15時)
〇豊海大学 11月24日 (9時半)、〇くらしを考える会 11月24日 (9時半) 〇家計簿記帳講習会 12月1日 (10時)
〇戸次公民館行事
11月19日 県移動図書館 13時
11月22日 寿大学 9時半
11月26日 租税教室 13時
11月27日 部落公民館長研修会 11月29日 短歌教室 13時半

